

全員協議会会議録

1	開 会	2
2	あいさつ	2
3	議 題	2
	(1) 協議事項について	2
	① 議員案第1号 矢板市議会委員会条例の一部改正について.....	2
	② 議員案第2号 矢板市議会会議規則の一部改正について.....	2
	(2) 報告事項について	3
	① 令和8年度地方税制改正（案）の概要について.....	3
4	その他	4
5	閉会	5

日 時 令和8年3月18日(水) 午前10時00分～午前10時06分
場 所 第一委員会室

○ 出席者

【 議員 14人 】

- ① 渡 邊 英 子
- ② 榊 真 衣 子
- ④ 齋 藤 典 子
- ⑤ 神 谷 靖
- ⑥ 石 塚 政 行
- ⑦ 掛 下 法 示
- ⑧ 宮 本 莊 山
- ⑨ 櫻 井 惠 二
- ⑩ 高 瀬 由 子
- ⑪ 関 由 紀 夫
- ⑫ 小 林 勇 治
- ⑬ 伊 藤 幹 夫
- ⑭ 佐 貫 薫
- ⑮ 石 井 侑 男

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市長
- ② 副市長
- ③ 教育長
- ④ 総合政策部長兼総合政策課長
- ⑤ 総務部長
- ⑥ 総務人事課長
- ⑦ 税務課長
- ⑧ 健康福祉部長
- ⑨ 市民生活部長兼危機管理監兼生活環境課長
- ⑩ 経済部長兼商工観光課長
- ⑪ 建設部長
- ⑫ 教育部長兼教育総務課長
- ⑬ 上下水道事務所長兼水道課長

- 森 島 武 芳
- 印 南 洋 之
- 伊 藤 由 悟
- 村 上 治 良
- 高 橋 弘 一
- 佐 藤 賢 一
- 高 久 聡 子
- 高 橋 理 子
- 柳 田 豊
- 山 口 武
- 和 田 理 男
- 佐 藤 裕 司
- 柳 田 恭 子

【 議会事務局 】

- ① 事務局長
- ② 局長補佐
- ③ 主 査

- 星 哲 也
- 清 水 ゆう子
- 手 塚 紀 寿

1 開 会

○議長（宮本莊山） ただいまから、全員協議会を開会いたします。（10:00）
初めに市長から御挨拶があります。

2 あいさつ

○市長（森島武芳） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。本日の議題は、令和8年度地方税制改正（案）の概要についてでございます。本議題につきましても、税務課長から御説明をいたしますので、よろしく御協議くださいますようお願い申し上げます。

3 議 題

(1) 協議事項について

① 議員案第1号 矢板市議会委員会条例の一部改正について

② 議員案第2号 矢板市議会会議規則の一部改正について

○議長 3、議題に進みます。(1)協議事項について、①及び②について一括説明を求めます。

○議会運営委員長（佐貫 薫） 提出議員案について御説明申し上げます。本日午前9時30分から第2委員会室において議会運営委員会を開催し、議員案2件を提出することに決定いたしました。議員案第1号 矢板市議会委員会条例の一部改正については、矢板市行政組織条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管を変更することから条例の一部を改正するものであります。議員案第2号 矢板市議会会議規則の一部改正については、地方議会に係る手続きのオンライン化等を内容とする地方自治法の一部改正に伴い、本市議会におけ

る手続きのオンライン化に対応することなど、所要の整備を行うため、規則の一部を改正するものであります。

提出に当たりましては、私が提出者、議運の委員5名が賛成者として提出いたします。日程につきましては、本日の最後に提出いたしまして、委員会付託を省略し、即決でお願いしたいと思っております。

何とぞ、議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 説明は終わりました。

御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(2) 報告事項について

① 令和8年度地方税制改正(案)の概要について

○議長 次に、(2)報告事項について、①について報告を求めます。

○税務課長(高久聡子) 令和8年度地方税制改正(案)の概要について、市税関係の主な改正概要を御説明いたします。

初めに、1の固定資産税になります。新築住宅に係る固定資産税の減額措置について、現行制度における新築一般住宅に係る固定資産税については、最初の3年度分、また、認定長期優良住宅の場合は5年度分の税額の2分の1を減額しております。今回の改正においては、令和8年4月1日以後に新築された住宅に対して、床面積要件を40平方メートル以上240平方メートル以下と引き下げることとともに、適用期限を令和13年3月31日までの5年間延長することとなります。次に、2の軽自動車税環境性能割については、令和8年3月31日をもって廃止となります。最後に3の国民健康保険税になりますが、

(1)は基礎課税額に係る課税限度額を 67 万円に引き上げるもの、(2)は子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を 3 万円とするもの、(3)は均等割額と平等割額を軽減する制度における軽減判定所得を算定する際の被保険者の数に乗すべき金額を 5 割軽減では 31 万円に、2 割軽減では 57 万円にそれぞれ引き上げるものです。

以上が令和 8 年度地方税制改正（案）のうち、市税関係の主な改正概要でございます。この税制改正に伴います市税条例等の改正につきましては、施行日に合わせまして議案として提出させていただきますが、4 月までに改正が必要なものにつきましては、専決処分をいたしまして次の議会で報告させていただきます。

説明は以上です。

○議長 報告は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

4 その他

○議長 4、その他に入ります。議員各位及び市当局から何かありませんか。

○議会事務局長（星 哲也） 令和 7 年度の政務活動費の下半期分の報告は今月末となっておりますので、御活用なされた議員につきましては、今月末までに提出をお願いいたします。

以上です。

○議長 そのほかにありますか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

5 閉会

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。

(10 : 06)

令和 年 月 日

議長